所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）

(29)特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていることの有無　有・無

(30)外国人の報酬を，当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する振込み又は現実に支払われた額を確認できる方法によって支払われることとしており，かつ，後者の場合には，出入国在留管理庁長官に報酬の支払を裏付ける客観的な資料を提出し，その確認を受けることとしていることの有無
有・無

(31)特定技能雇用契約の適正な履行の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

（以下(32)から(40)は申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって，契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しない場合に記入）

(32)支援責任者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所属・役職　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役員又は職員の中から支援責任者を選任していることの有無　有・無

(33)支援担当者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所属・役職　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役員又は職員の中から，業務に従事させる事業所ごとに1名以上の支援担当者を選任していることの有無　有・無

(34)次のいずれかに該当することの有無　有・無

（有の場合は該当するものを選択）

□①過去2年間において法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る）をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績を有すること

□②支援責任者及び支援担当者が過去2年以内に法別表第1の1の表，2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る）をもって在留する中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること

□③その他支援業務を適正に実施できる事情を有すること（内容:　　）

(35)1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を，外国人が十分に理解することができる言語によって行うことができる体制を有していることの有無
有・無

(36)1号特定技能外国人支援の状況に関する文書を作成し，1号特定技能外国人支援を行う事業所に特定技能雇用契約終了の日から1年以上備えて置くこととしていることの有無
有・無

(37)支援責任者及び支援担当者が，1号特定技能外国人支援計画の中立な実施を行うことができる立場の者であることの有無
有・無

(38)特定技能雇用契約締結の日前5年以内又は締結の日以後に適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援を怠ったことの有無
有（内容:　　）・無

(39)支援責任者又は支援担当者が外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施できる体制を有していることの有無
有・無

(40)適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）
有・無

4　1号特定技能外国人支援計画（申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合に記入）

(1)出国時に港又は飛行場への送迎をすることとしていることの有無　有・無

(2)適切な住居の確保に係る支援をすることとしていることの有無　有・無

(3)金融機関における預金口座等の開設及び携帯電話の利用に関する契約その他の生活に必要な契約に係る支援をすることとしていることの有無
有・無

(4)在留期間更新後に，本邦での生活一般に関する事項，国又は地方公共団体の機関への届出その他の手続，相談又は苦情の申出に関する連絡先，十分に理解することができる言語で医療を受けることができる医療機関に関する事項，防災・防犯に関する事項，緊急時における対応に必要な事項及び外国人の法的保護に必要な事項に関する情報の提供を外国人が十分に理解することができる言語により実施することとしていることの有無
有・無

別記第三十号の二様式所属機関等作成用４　Ｖ（「特定技能（１号）」・「特定技能（２号）」）を次のように改める。